

## 請求の手続

所轄の労働基準監督署長に、遺族補償年金支給請求書（様式第12号）又は遺族年金支給請求書（様式第16号の8）を提出してください。

なお、特別支給金の支給申請は、原則として遺族（補償）給付の請求と同時に行うこととなっており、遺族（補償）給付と同一の様式となっています。

注）船員については、船員保険分を全国健康保険協会（協会けんぽ）に請求する場合があります。

### ● 受給権者が2人以上いる場合

同順位の受給権者が2人以上いるときは、そのうちの1人を年金の請求、受領についての代表者とするようになっていきます。

世帯を異にし、別々に暮らしている場合等やむを得ない事情がある場合は別として、原則として同順位の受給権者がそれぞれ年金を均等して受領することは認められないこととなっています。

代表者の選任は、年金を請求するとき又は転給により年金を請求するとき等に遺族（補償）年金代表者選任（解任）届（年金申請様式第7号）を所轄労働基準監督署長へ提出してください。

### ● 提出に当たって必要な添付書類

こういうときは	添付書類
必ず添付するもの	死亡診断書、死体検案書、検視調書又はそれらの記載事項証明書など、労働者の死亡の事実及び死亡の年月日を証明することができる書類
	戸籍謄本、抄本など、請求人及び他の受給資格者と死亡労働者との身分関係を証明することができる書類
	請求人及び他の受給資格者が死亡労働者の収入によって生計を維持していたことを証明することができる書類
請求人又は他の受給資格者が死亡労働者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者であるとき	その事実を証明する書類
請求人及び他の受給資格者のうち一定の障害の状態にあることにより受給資格者となる者があるとき	診断書など労働者の死亡時から引き続き当該障害の状態にあることを証明することができる書類
受給資格者のうち、請求人と生計を同じくしている者があるとき	その事実を証明する書類
妻が障害の状態にある場合	診断書など、労働者の死亡の時以後障害の状態にあったこと及びその障害の状態が生じ又はその事情がなくなった時を証明することができる書類
同一の事由により、遺族厚生年金、遺族基礎年金、寡婦年金等が支給される場合	支給額を証明することができる書類

※この他、必要とする書類を提出していただく場合があります。

## 請求に係る時効

遺族（補償）年金は、被災者が亡くなられた日の翌日から5年を経過しますと、時効により請求権が消滅することとなりますのでご注意ください。